

令和7年度 幸手市特別職報酬等審議会（第2回）次第

日 時 令和7年10月23日（木）

午後1時

場 所 幸手市役所3階 第1委員会室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

（1）幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（継続）

（2）その他

4 閉会

## 資料 1 2

### 埼玉県の賃金・労働時間及び雇用の動き

(参考：毎月勤労統計調査地方調査結果年報詳細・令和5年) 令和6年11月発行

現金給与総額（名目賃金）				消費者物価指数（さいたま市）		実質賃金
年	実数(円)	指数	前年との増減率(%)	指数	前年との増減率(%)	前年との増減率(%)
平成29年	303,573	98.4	1.1	100.0	0.4	0.7
平成30年	321,013	103.9	5.6	101.1	1.1	4.4
令和元年	322,773	104.5	0.6	101.8	0.7	0
令和2年	308,624	100.0	△ 4.3	101.5	△ 0.3	△ 4.0
令和3年	308,866	100.2	0.2	99.4	△ 0.6	0.8
令和4年	309,922	100.4	0.2	102.5	3.0	△ 2.8
令和5年	322,911	104.6	4.2	106.2	3.6	0.5
令和6年	340,701	110.4	4.8	109.4	3.0	1.7

**1.3** ★改定率（実質賃金増減率合計）

※「指数」は、令和2年の実数を100とした数値である。

※「前年比」は、原則として指数より算出した前年からの増減率で、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。

## 資料 1 3 幸手市特別職報酬等の検討資料

### 議員等報酬の額の改定内容 (案 1)

項目	現行 A	県内 順位	改定額 B	県内 順位	差引(B-A)	改定率
議長	432,000 円	33	437,000 円	29	5,000 円	1.16%
副議長	382,000 円	31	386,000 円	30	4,000 円	1.05%
常任委員長等	365,000 円	33	369,000 円	30	4,000 円	1.10%
議員	353,000 円	34	357,000 円	31	4,000 円	1.13%

議員等の報酬については、埼玉県内の同規模団体（10 団体）、関東圏内の類似団体（6 団体）における議員等の報酬の平均値と比較したところ、ほぼ同水準もしくはやや上の水準であったため、据え置きとの意見もあったものの、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると、引上げもやむを得ないとの結論に至った。

改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、それぞれ現行の額に、前回改定した平成 29 年から令和 6 年までの過去 8 年間の実質賃金の増減率（合計 1.3%）を乗じて得た金額（千円未満切捨て）を加算した額を改定額とした。

### 市長等給料の額の改定内容 (案 1)

項目	現行 A	県内 順位	改定額 B	県内 順位	差引(B-A)	改定率
市長	839,000 円	40	844,000 円	39	5,000 円	0.60%
副市長	727,000 円	37	731,000 円	36	4,000 円	0.55%
教育長	696,000 円	30	699,000 円	28	3,000 円	0.43%

市長等の給料については、埼玉県内の同規模団体（10 団体）、関東圏内の類似団体（6 団体）における市長等の給料の平均値と比較したところ、市長、副市長については平均値よりもやや下の水準、教育長についてはほぼ同水準であり、据え置きとの意見もあったものの、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると、引上げもやむを得ないとの結論に至った。

改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、市長の給料を近隣市と同水準の 844,000 円（+5,000 円）まで引き上げるものとし、副市長、教育長については、その勤務形態が一般職の職員と類似するものがあることから、給与決定の原則である「職務給の原則」を適用、市長との職責を考慮し、現行の額に 4,000 円、3,000 円をそれぞれ加算した額を改定額とした。

## 資料 1 3 幸手市特別職報酬等の検討資料

### 議員等報酬の額の改定内容 (案 2)

項目	現行 A	県内 順位	改定額 B	県内 順位	差引(B-A)	改定率
議長	432,000 円	33	436,000 円	31	4,000 円	0.93%
副議長	382,000 円	31	385,000 円	30	3,000 円	0.79%
常任委員長等	365,000 円	33	368,000 円	30	3,000 円	0.82%
議員	353,000 円	34	356,000 円	33	3,000 円	0.85%

議員等の報酬については、埼玉県内の同規模団体（10 団体）、関東圏内の類似団体（6 団体）における議員等の報酬の平均値と比較したところ、ほぼ同水準もしくはやや上の水準であったため、据え置きとの意見もあったものの、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると、引上げもやむを得ないとの結論に至った。

改定額については、社会情勢の状況を考慮し、それぞれ現行の額に、前回改定した平成 29 年から令和 6 年までの過去 8 年間の実質賃金の増減率（合計 1.3%）を乗じて得た金額（千円未満切捨て）を上限とし、そこから同規模団体の状況や当市の人口・予算規模等を考慮した金額をそれぞれ加算した額を改定額とした。

### 市長等給料の額の改定内容 (案 2)

項目	現行 A	県内 順位	改定額 B	県内 順位	差引(B-A)	改定率
市長	839,000 円	40	843,000 円	39	4,000 円	0.48%
副市長	727,000 円	37	730,000 円	36	3,000 円	0.41%
教育長	696,000 円	30	698,000 円	28	2,000 円	0.29%

市長等の給料については、埼玉県内の同規模団体（10 団体）、関東圏内の類似団体（6 団体）における市長等の給料の平均値と比較したところ、市長、副市長については平均値よりもやや下の水準、教育長についてはほぼ同水準であり、据え置きとの意見もあったものの、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると、引上げもやむを得ないとの結論に至った。

改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、市長の給料を近隣市と同水準の 843,000 円（+4,000 円）まで引き上げるものとし、副市長、教育長については、その勤務形態が一般職の職員と類似するものがあることから、給与決定の原則である「職務給の原則」を適用、市長との職責を考慮し、現行の額に 3,000 円、2,000 円それぞれ加算した額を改定額とした。

## 資料 1 3 幸手市特別職報酬等の検討資料

### 議員等報酬の額の改定内容 (案 3)

項目	現行 A	県内 順位	改定額 B	県内 順位	差引(B-A)	改定率
議長	432,000 円	33	436,000 円	31	4,000 円	0.93%
副議長	382,000 円	31	386,000 円	30	4,000 円	1.05%
常任委員長等	365,000 円	33	369,000 円	30	4,000 円	1.10%
議員	353,000 円	34	357,000 円	31	4,000 円	1.13%

議員等の報酬については、埼玉県内の同規模団体（10 団体）、関東圏内の類似団体（6 団体）における議員等の報酬の平均値と比較したところ、ほぼ同水準もしくはやや上の水準であったため、据え置きとの意見もあったものの、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると、引上げもやむを得ないとの結論に至った。

改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、それぞれ現行の額に、前回改定した平成 29 年から令和 6 年までの過去 8 年間の実質賃金の増減率（合計 1.3%）を乗じて得た金額の合計平均額（+4,000 円 千円未満切捨て）を加算した額を改定額とした。

### 市長等給料の額の改定内容 (案 3)

項目	現行 A	県内 順位	改定額 B	県内 順位	差引(B-A)	改定率
市長	839,000 円	40	843,000 円	39	4,000 円	0.48%
副市長	727,000 円	37	731,000 円	36	4,000 円	0.55%
教育長	696,000 円	30	700,000 円	28	4,000 円	0.57%

市長等の給料については、埼玉県内の同規模団体（10 団体）、関東圏内の類似団体（6 団体）における市長等の給料の平均値と比較したところ、市長、副市長については平均値よりもやや下の水準、教育長についてはほぼ同水準であり、据え置きとの意見もあったものの、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると、引上げもやむを得ないとの結論に至った。

改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、市長の給料を近隣市と同水準の 843,000 円（+4,000 円）まで引き上げるものとし、副市長、教育長についても同額の 4,000 円をそれぞれ加算した額を改定額とした。